

高校時の〔(給付奨学金)予約採用候補者〕の対応について(令和5年度)

本学は、高等教育修学支援新制度(授業料減免/減額+給付奨学金の支給)の対象校です。
「授業料減免/減額制度」は、日本学生支援機構の「給付奨学生」が対象となります。

入学後、正式に奨学金の給付を受けるためには、インターネットによる『進学届』の提出が必要です。
予約採用候補者の方は、提出期限内に下記の手順で手続きをお願いします。

<「進学届」手続きの流れ>

1. 書類提出期限内(2回)に各自、※必要書類を学生支援課に持参(提出)する。
2. 「進学届」の入力に必要な識別番号(ユーザID・パスワード)を受け取る。
3. 期限内に各自、パソコン、スマートフォン、タブレット端末から「進学届」を行う。

<「進学届」入力(提出)期限>

第1回「進学届」提出期限(=初回振込5/16(火))

⇒ 令和5年4月7日(金)~(注)4月21日(金)

第2回「進学届」提出期限(=初回振込6/9(金))

⇒ 令和5年4月25日(火)~(注)5月19日(金)

<提出書類>

- 1 「令和5年度大学等奨学生採用候補者決定通知」(以下、「決定通知」)の【進学先提出用】

※「決定通知」【進学先提出用】(裏面)を必ずチェック、記入して下さい。

- 2 「進学届入力下書き用紙」(用紙は入学後に学科より配付)

※「進学届入力下書き用紙」に候補者本人名義の通帳(口座名義人・口座情報)コピーを添付するよう記載がありますが、本学では必須としておりません。

但し、進学届入力ミスで初回振込みが遅れた場合は自己責任となりますのでご了承下さい。

- 3 【該当者のみ】「自宅外月額」を希望する場合は、自宅外通学であることの証明書(コピ-可)

2023年4月時点で生計維持者と別居しており、かつ、本人の居住に伴う家賃が発生していることを示す証明書類(採用候補者本人名義の賃貸契約書や在寮証明書など)が必要です。

※寮生の方は、学生支援課で「在寮証明書(無料)」を申し込んで下さい。(翌日発行)

※但し、自宅外月額の支給を受けるためには、ア~オのいずれかに該当していることが必要です。

ア. 実家(生計維持者いずれもの住所)から本学までの通学距離が片道60km以上

イ. 実家から本学までの通学時間が片道120分以上

ウ. 実家から本学までの通学費が月1万円以上

エ. 実家から本学までの通学時間が片道90分以上であって、通学時間帯に利用できる交通機関の運行本数が1時間当たり1本以下

オ. その他やむを得ない特別な事情により、学業との関連で、実家からの通学が困難である場合

★ 自宅外証明書を学生支援課で確認できましたら、「通学形態変更届（自宅外通学）」をお渡ししますので、『進学届』入力後すぐに必要事項を記入して、自宅外証明書類とともに学生支援課に提出して下さい。

《注意》

※自宅外月額の支援(振込み)について

日本学生支援機構での自宅外証明書類の審査が完了するまでは、「自宅月額」が送金、振込まれます。

審査完了後、「自宅外月額」に変更となり、「自宅外通学」となった月まで遡った分の差額と当月分が振込まれます。

5 【該当者のみ】（入学前に必要手続きを行った方へは下記申請書を郵送しています）

「大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書」

※入学前に未手続の方は、入学後、申請書の受け取りに学生支援課でお越し下さい。